



福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111(144)

◆合同金婚式のお知らせ

町では、今年結婚50年を迎えられるご夫婦をお祝いする合同金婚式を10月に計画しています。

平成29年度の対象者は、昭和42年に入籍され、現在町内にお住まいのご夫婦です。該当される方は8月10日（木）までに申請をしてください。

申請書は、保健福祉課と野方支所に備えてあります。また、地域の民生委員さんからも入手できます。



戸籍 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍係
☎476-1111(122)

◆平成 29 年 5 月 29 日から『法定相続情報証明制度』が始まりました

今までの相続関係手続きでは、お亡くなりになられた方およびその法定相続人全ての戸籍謄本などの束を各種関係窓口に何度も出し直す必要がありました。

今回の『法定相続情報証明制度』は、登記所（管轄の法務局）に関係者の戸籍謄本などと相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を併せて提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度です。

その後の相続関係手続きでは、この法定相続一覧図の写しをご利用いただくことで、戸籍謄本などの束を何度も出し直す必要がなくなります。また、各手続きの審査時間も軽減されますので、ぜひともご利用ください。

制度の詳細については、法務局ホームページ（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html）をご覧ください。

制度の詳細については、法務局ホームページ（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html）をご覧ください。

【問い合わせ先】

被相続人名義の不動産登記に関する場合
鹿兒島地方法務局 曾於出張所
〒 899-8102 曾於市大隅町岩川 6491 番地 2（大隅合同庁舎）
☎ 099-482-0300（登記関係）

相続手続を行う機関側のメリット

相続人であることを確認するために戸・除籍謄本を読み解くという作業が不要になります！

相続人のメリット

相続手続のたびに、戸・除籍謄本等の束を提出する必要がなくなります！

社会的なメリット

この制度を利用していただくことを通じて、相続登記の促進を図ることができます！

